

会 長 談 話

本日、当会会員が、業務上横領の公訴事実で起訴されたとの情報に接しました。

公訴事実の真偽については、今後の裁判の進捗を待つこととなりますが、業務上の預り金を横領したという公訴事実が真実であるとするれば、そのような行為は到底許されるものではなく、まことに残念というほかありません。

当会は、これまでも会員の不祥事防止に向けて様々な努力を重ねてきたところでありますが、会員の弁護士としての責任感と倫理意識を一層高めるための更なる努力を重ねるとともに、綱紀を保持し、弁護士の社会的信用を損なうことのないよう努めてまいります。

2021年（令和3年）4月28日

大阪弁護士会

会長 田中 宏